

## 教育資金の一括贈与 1500万円まで贈与税非課税

現行制度でも扶養義務者間(親子間等)で必要の都度支払われる教育資金には贈与税は課税されません。全国で1,500兆円ある金融資産の約60%を60歳以上の高齢者が所有します。創設された本制度は、若い世代へその資金の移転を促進させ、教育費の確保に苦心する子育て世代を支援し、経済を活性化させる狙いから一定の要件に該当する教育資金の「一括贈与」の贈与税非課税を期間限定で認めたものです。

### 1. 制度の概要

- ・ 祖父母(贈与者)は、子・孫(受贈者)名義の金融機関の口座等に、教育資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに1,500万円(※)までを非課税とする。  
※学校等以外の者に支払われるものについては500万円を限度とする。
- ・ 教育資金の使途は、金融機関が領収書等をチェックし、書類を保管。
- ・ 孫等が30歳に達する日に口座等は終了し、拠出した金額のうち使い残しがあれば贈与税を課税。
- ・ 2013(平成25)年4月1日から2015(平成27)年12月31日までの3年間の措置。

### 2. 教育資金とは

(1) 学校等に対して直接支払われる次のような金銭(1,500万円まで非課税)

- ① 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、入学(園)試験の検定料など
- ② 学用品費、修学旅行費、学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など

(2) 学校等以外に対し直接支払われる次のような金銭で社会通念上相当と認められるもの(500万円まで非課税)

- ① 教育(学習塾、家庭教師、そろばんなど)に関する役務の提供の対価や施設の使用料など
- ② スポーツ(水泳、野球など)又は文化芸術に関する活動(ピアノ、絵画、バレエなど)その他教養の向上のための活動(習字、茶道など)に係る指導への対価など
- ③ 上記①②で使用する物品の購入に要する金銭
- ④ 上記(1)②に充てるための金銭で、学校等が必要と認めたものを業者等に支払った場合

### 3. 申告

受贈者は、本特例の適用を受けようとする旨等を記載した「教育資金非課税申告書」を金融機関を経由し、受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

### 4. 払出しの確認等

受贈者は、払出した金銭を教育資金の支払いに充当したことを証する領収書等の書類を金融機関に提出しなければなりません。

金融機関は、提出された書類により払出された金銭が教育資金に充当されたことを確認し、その確認した金額を記録するとともに、その書類及び記録を受贈者が30歳に達した日の翌年3月15日後6年を経過する日まで保存しなければなりません。

### 5. 終了時(受贈者が30歳に達した場合又は死亡した場合)

金融機関は、一定の事項を記載した調書を受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額については、受贈者が30歳に達した日に贈与があったものとして贈与税が課税されます。ただし、受贈者が30歳になる前に死亡した場合は、その残額があっても贈与税は課税されません。

上記は現行税制に基づき適用されるもので、詳細な適用要件が必要です。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実施いただきますようご留意願います。

大阪市天王寺区堂ヶ芝1丁目11番16号桃陽ビル202号

TEL 06-6774-8282

FAX 06-6774-8281

E-mail : [nishikai@kiu.biglobe.ne.jp](mailto:nishikai@kiu.biglobe.ne.jp)

西野会計事務所

検索

